

# 習志野市次期基本構想・基本計画策定本部設置要綱

## （設置）

第1条 本市の次期基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、次期習志野市基本構想・基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

## （策定本部）

第2条 策定本部は別表に定める者をもって組織する。

2 策定本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は市長、副本部長は副市長、教育長並びに企業管理者とし、事務局長は長期計画担当部長とする。

4 本部長は策定本部を代表し、会務を総理する。

5 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

## （策定本部の任務等）

第3条 策定本部は必要の都度、本部長が招集する。

2 策定本部は基本構想等の策定に関し調査、研究を行うとともに、調整を図り、もって基本構想等の素案を作成する。

## （計画の総合調整）

第4条 基本構想等の策定に関する総合的な調整は、長期計画担当課で行う。

## （資料の提出等）

第5条 本部長は、関係部課等に資料提出及び会議出席をさせることができる。

2 前項に定めた資料提出、会議出席及びその他調査研究に伴う通知の内、軽微なものについては事務局長に委任する。

## （下部組織）

第6条 本部長は、必要に応じて、策定本部の下に下部組織を設置することができる。

## （事務局）

第7条 策定本部の事務は、長期計画担当課において処理する。

## （策定本部の解散）

第8条 策定本部は、第3条の任務が終了した時点で解散する。

## （委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

別 表（第2条関係）

習志野市基本構想・基本計画策定本部

|        |    |             |
|--------|----|-------------|
| (本部長)  | 1  | 市長          |
| (副本部長) | 2  | 副市長         |
|        | 3  | 教育長         |
|        | 4  | 企業管理者       |
| (事務局長) | 5  | 企画政策部長      |
|        | 6  | 会計管理者       |
|        | 7  | 消防長         |
|        | 8  | 総務部長        |
|        | 9  | 財政部長        |
|        | 10 | 環境部長        |
|        | 11 | 市民経済部長      |
|        | 12 | 保健福祉部長      |
|        | 13 | 都市整備部長      |
|        | 14 | こども部長       |
|        | 15 | 学校教育部長      |
|        | 16 | 生涯学習部長      |
|        | 17 | 企業局業務部長     |
|        | 18 | 企業局工務部長     |
|        | 19 | 資産管理室長      |
|        | 20 | 議会事務局長      |
|        | 21 | 選挙管理委員会事務局長 |
|        | 22 | 監査委員事務局長    |
|        | 23 | 農業委員会事務局長   |
|        | 24 | 危機管理監       |